確定申告会場への来場を検討されている方へ



- 確定申告会場は、例年、多くの方が来場され、大変混雑することが予想されます。
- 既に**85%**以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
- 令和 5 年分確定申告期間中は**全日 2 4 時間**、e-Taxの利用が可能です。※メンテナンス時間は除きます。

●令和5年分確定申告書の受付期間

所	得 移	治 等	令和 6 年 2 月 16 日(金) ~ 令和 6 年 3 月 15 日(金)
個人	.事業者の消	肖費税等	令和 6 年 1 月 4 日(木) ~ 令和 6 年 4 月 1 日(月)
贈	与	税	令和 6 年 2 月 1 日(木) ~ 令和 6 年 3 月 15 日(金)

- (注1) 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。
- (注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。
- (注3) 税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、相談及び申告書の受付は行っていません。 ただし、一部の会場では、2月25日(日)に確定申告の相談及び申告の受付を行います(前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁HPでご確認ください。)。

当日の会場は、大変混雑が予想されますので、確定申告に係る相談等は国税庁 HPのチャットボット(ふたば)や確定申告電話相談センター(2月18日(日)と 25日(日)にも開設)をご活用ください。

●令和5年分確定申告に係る納期限・振替日

			納	期	限	振	替	B
所	得	税等	令和 6	6年3月15	日(金)	令和6年4	4月23	日 (火)
個人	事業者の	消費税等	令和 (6 年 4 月 1	日(月)	令和6年4	4月30	日(火)
贈	与	税	令和6	5年3月15	日(金)			

- (注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。
- (注2) 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。 なお、残高不足等で口座振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延 滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。